

令和元年6月11日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16950

研究課題名(和文)財の処分禁止条項に関する研究

研究課題名(英文)Research on clause of inalienability

研究代表者

石綿 はる美 (ISHIWATA, Harumi)

東北大学・法学研究科・准教授

研究者番号：10547821

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：財産の譲渡の際に、譲渡人は譲受人に対して、処分権の行使を制限するような義務を課することができるのか、課することができるとして限界はないのかという点について、フランス法の制度を研究し、比較法研究から示唆を得ることを通じて検討を行った。具体的には、原則としては終身で譲渡禁止義務を課することは認められず、仮にそのような義務を課することが認められるとすれば、そのことを正当化するような目的が必要であるということである。

また、2018年に成立した日本の改正相続法で新設された配偶者居住権についても研究を行い、配偶者居住権の譲渡が禁止されている点と、その正当化理由についての検討も行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

財産の譲渡の際に、譲渡人は、譲受人となる新たな所有権者の処分権の行使を制限するような義務を課することができるのだろうか。仮にできるとしても、自由に譲受人の処分権の行使を制限することができるわけではなく、何らかの限界が存在するのではないかと2つの問を明らかにすることは、学術的には、負担付遺贈・負担付贈与としてどのようなものが認められるのか、日本民法の相続法においてその有効性が必ずしも明確ではなかった、「後継ぎ遺贈」の有効性を明らかにすることに通じる。

さらに、本研究を通じて、今後、利用が増加すると考えられる遺言においてどのようなことを行うことができるのかということを明らかにする。

研究成果の概要(英文)：Can transferors forbid transferees to dispose of the property transferred? If transferees may have an obligation not to transfer the property, are there any restrictions to this obligation? In order to answer these questions, this research mainly analyzes the approach in French law, such as clauses of inalienability, substitutions and devises of usufruct. The conclusion is that transferors cannot forbid transferees to dispose of the property during their lifetime. Moreover, if transferors want to forbid transferees to dispose of the property transferred during their lifetime, there must be a proper reason. Additionally, this research analyzes inheritance law reform in Japan by focusing on the spouse's right of residence (art.1028 of the Civil Code), with a focus on why law prohibits a spouse from transferring their right of residence.

研究分野：民法

キーワード：民法 相続法 譲渡禁止 遺贈 フランス法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本民法の相続法において「後継ぎ遺贈」を行うことができるのか、という点については、必ずしも明確にされていない。後継ぎ遺贈とは、受遺者 A が、特定の財産を受贈者 B に遺贈をするが、B の死後に B の相続人に遺贈の目的物を相続させるのではなく、A の指定した者 C へ財産が移転することとする遺贈である。例えば、A と B が再婚しており、C は A の前婚の子であるような場合に、B の生活環境は維持したいが、B の死後は財産を自らの子に承継させたいと A が望むような場合、あるいは、遺贈の目的財産は、事業のために必要なものであり、代々事業(家業)を営むものにその財産を承継させたいと A が望むような場合に、後継ぎ遺贈のような遺言を行うことが考えられる。

しかしながら、日本法においては、後継ぎ遺贈が有効な遺贈なのであるのかという点については、必ずしも明確ではない。期限付・条件付の所有権を創出することになるのではないかという問題意識から、その有効性について議論をされてきたが、必ずしも明確な結論が出ていない。この問題について再検討するために、問題を別の視点から検討する必要がある。つまり、後継ぎ遺贈は、B に財産の所有権を移転するものの、その処分を禁止するということであり、B に終身の譲渡禁止義務を課すことでもある。そのような義務を課すことは認められるのか、何等かの制限はないのかという視点から再検討をする必要がある。そして、そのような検討は、遺言においてどのような財産処分を行うことができるかを明らかにすることにつながると考える。

2. 研究の目的

財産の譲渡の際に、譲渡人は、譲受人となる新たな所有権者の処分権の行使を制限するような義務を課することができるのだろうか。仮にできるとしても、自由に譲受人の処分権の行使を制限することができるわけではなく、何らかの限界が存在するのではないかという 2 つの間を明らかにすることが、本研究の目的である。

より具体的には、まず負担付遺贈及び負担付贈与において、負担の内容として譲渡禁止義務を課すことはできるのか、仮に譲渡禁止義務を課すことができるとして、義務を課することができる期間についての制限等、何等かの限界はないのかという問題を検討する。そのうえで、より一般的に、売買等の有償処分も含めて財産処分一般について、日本法についての一定の結論を得ることを目標とする。

3. 研究の方法

研究の基本的な方法は、日本法及びフランス法についての文献調査を中心とする調査である。この問題については、日本法の先行研究が必ずしも十分ではないことから、フランス法の研究を中心に行い、比較法研究により日本法への示唆を得ることとした。具体的には、フランス法について 3 つの制度を中心に研究することとした。具体的には、譲渡禁止条項、フランス民法における継伝処分(段階的恵与)、用益権・虚有権の遺贈の 3 つである。

第一に、譲渡禁止条項については、フランス法では、1971 年に無償譲渡に関して民法典 900 条の 1 が導入され、譲渡禁止条項について「一時的、かつ重大かつ正当な利益」があれば、そのような条項を導入することが認められるとしている。その立法の過程及び同条文に関する判例・学説について検討をすることで、どのような内容の譲渡禁止条項であれば、無償譲渡に付すことが認められるのかということを検討した。

第二に、継伝処分についての研究である。継伝処分は、後継ぎ贈与と類似する制度であり、遺言者 A が、第一の受遺者 B に財産を遺贈するが、その際に、財産の譲渡禁止義務と保存義務を課し、その死後、財産を第二の受遺者 C に移転することを義務づける。ここにおいて、B には、終身の譲渡禁止義務が課せられることになる。この継伝処分は、家産の維持につながる等の理由からフランス民法においては禁止されてきた。もっとも、2006 年の改正により、一定の条件のもと、段階的恵与という名称により有効な処分として認められることとなった。なぜ、継伝処分が禁止されてきたのか、なぜ 2006 年の改正の際に、一定の条件のもと有効な処分として認められることになったのかという点について、立法資料や学説の議論を中心に検討することで、譲渡禁止義務を課すことについてのフランス法の考え方を明らかにする。

第三に、用益権と虚有権の恵与である。用益権とは、フランス法に存在する、財産の使用・収益のみを目的とする物権である。ある物に用益権が成立した結果、当該物についての処分権のみを目的とする物権のことを虚有権という。用益権は終身の物権であり、用益権が消滅すると、虚有権は完全な使用・収益・処分の権限を備えた完全な所有権となる。このことから、例えば、A が、居住建物の用益権を B に遺贈し、虚有権を C に遺贈すると、B はその生存中は、居住建物を自由に使用・収益することができ、その死後は、C に完全な所有権が帰属することになる。この制度を利用すると継伝処分と同様の帰結を導くことができ、家産の維持のためにも利用されてきた。この用益権・虚有権の遺贈がなぜ有効な処分とされ、類似する制度である継伝処分がなぜ禁止されてきたのかということを検討することを通じて、フランス法の財産の譲渡禁止義務に関する考え方を明らかにした。

また、研究期間の途中から、日本において相続法改正の議論が行われ、2018 年 7 月に、改正相続法が成立した。配偶者短期居住権・配偶者居住権についての研究も行うことにした。相続法改正のワーキンググループ、法制審議会の議事録等の資料の検討、立法担当者の解説などの

文献調査を中心に研究を行った。配偶者居住権は、配偶者の居住環境を保護するために新設された制度であり、その権利の内容は、居住建物の利用を終身で認めるものである。配偶者居住権は、配偶者の居住環境の保護のために認められたという制度趣旨から譲渡が禁止されている。譲渡を禁止された財産を遺贈・遺産分割により取得することができるという制度であり、本研究の研究課題との関連性が高い問題である。

4．研究成果

(1) 財産を無償で譲渡する際に、譲受人に対して、財産の処分権を制限するような義務(例えば譲渡禁止義務)を課すことは、期間の限界や目的の限定があるのではないかとすることが、特に、フランス法の研究から明らかにすることができた。つまり、財産の処分を終身にわたって禁止するような義務を課すようなことは原則として認められず、それが例外的に認められるのであるとすると、家産の維持ではなく、財産管理に不安がある者の保護等、正当な目的が必要であると考えられるのである。このことは、フランスの譲渡禁止条項についての立法過程の議論・その後の判例及び学説の議論、継伝処分の禁止の原則と例外が認められる場面、2006年の改正後、継伝処分が広く認められることになった理由、継伝処分と用益権・虚有権の遺贈の比較、という検討を通じて明らかにすることができた。この点については、石綿はる美「受遺者の処分権行使の制限 負担付遺贈の一考察」水野紀子編『相続法の立法的課題』(有斐閣、2016年)186~209頁において、明らかにしている。

(2) また、研究期間の途中から、日本において相続法改正の議論が行われ、2018年7月に、改正相続法が成立したことから、配偶者居住権・配偶者短期居住権の検討を行った。特に配偶者短期居住権は、生存配偶者の居住環境の保護のために認められた制度であり、その譲渡が禁止されている。配偶者居住権の制度が広く運用されるためには、その財産評価をどのように行うかということが重要である。それと同時に、配偶者居住権の取得には、一定の対価を支払うにもかかわらず、その譲渡が禁止されるということは、配偶者が居住建物を利用しなくなった場合に、譲渡をすることもできない、本人にとっては何らの経済的価値のない財産を取得することになる。この点について、配偶者が居住建物の所有者の承諾を得たうえで、建物を使用させることで(民法1032条3項)賃料を得ること、あるいは、配偶者と居住建物の所有者の合意により、配偶者居住権を買い取ってもらうということ等で対応が可能であるとされているが、自らが有償で取得した財産について、その譲渡を終身にわたって禁止されるということ、どのように正当化することができるのかという点についての理論的な検討は必要であろう。この点については、各種の学会発表において報告しているが、今後、雑誌論文や図書として公表することを検討している。

5．主な発表論文

〔雑誌論文〕(計3件)

石綿はる美

「物上保証行為と親権者の法定代理権濫用(最判平成4年12月10日民集46巻9号2727頁)」別冊ジュリスト(民法判例百選 〔第2版〕)100~101頁(2018年)査読なし

石綿はる美

「『家族』の呼称としての氏と婚姻の効力としての夫婦同氏：民法の視点から」論究ジュリスト18号79~85頁(2016年)査読なし

ビシュロン・フレデリック(石綿はる美訳)

「家族資産の移転と公序」

法律時報87巻11号88~96頁(2015年)査読なし

〔学会発表〕(計5件)

石綿はる美

「短期居住権・配偶者居住権」

有斐閣法律講演会2019：新しい「民法(相続法)」を学ぶ

2019年2月23日(土) 出版クラブビル3階ホール(東京都)

石綿はる美

「相続法改正を考える 配偶者居住権を中心に」

日本台湾法学会研究会主催・第5回日台法学会研究シンポジウム

2019年1月12日(土) 琉球大学

ISHIWATA Harumi

Can we protect “wife” in new inheritance law? -A movement of inheritance law reform in Japan

BAJS(British Association for Japanese Studies) Conference 2018

2018年9月5日(水) The University of Sheffield (England)

ISHIWATA Harumi

Le mouvement en faveur de la reforme du droit des succession au Japon-Le conjoint dans la succession

Seminaire japon contemporain: droit et famille

2018年3月 INALCO (Paris, France)

ISHIWATA Harumi

Le mouvement de la reforme du droit des successions au Japon

Une demi-journée d'études sur la “Transmission au sein de la famille”

2017年3月31日 INALCO (Paris, France)

〔図書〕(計1件)

石綿はる美

「受遺者の処分権行使の制限 負担付遺贈の一考察」

水野紀子編『相続法の立法的課題』(有斐閣、2016年)186~209頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

研究代表者氏名:石綿はる美

ローマ字氏名: ISHIWATA Harumi

所属研究機関名: 東北大学

部局名: 法学研究科

職名：准教授

研究者番号（8桁）：10547821

(2)研究協力者

研究協力者氏名：なし

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。